

郵送による療養費申請について

～マイナ保険証等を持たずに100%で受診した場合～

下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてお送りください。

国民健康保険療養費支給申請書（黄色の用紙） この案内の裏面に記入例があります。

申請者欄、振込先は世帯主になっていませんか？

支給申請書は医療機関ごと、月ごとに1枚必要です。

支給申請書が不足する場合はコピーしてお使いください。

書類の添付漏れが多いです。
ご注意ください！

100%で受診した際の医療機関等の領収書（原本）

医療機関等発行の診療報酬明細書 / 調剤報酬明細書（通称：レセプト） 医療機関に発行依頼要。

診療明細書、明細書は不可。「報酬」という文言が含まれているか、必ずご確認ください。

ただし、調剤（薬局）の場合は、調剤明細書でも可です。

お手元に上記の書類がない場合は、一度医療機関等にお問合せください。

世帯主の身分証コピー

顔写真つき身分証の場合1点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）

顔写真なし身分証の場合2点（資格確認書、年金手帳、介護保険証、住民票など）

不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

注意事項

- ・診療日の翌日から2年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
- ・ご申請から支給まで約3か月かかります。
- ・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

申請先・問い合わせ先

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 医療保険年金課 国保給付係

03-5273-4149（直通）



しんじゅく健康フレンズ